諮問番号：平成３０年度諮問第１３号

答申番号：平成３０年度答申第１５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年１月１９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人は、多額の借金があり、遺産を受け取ってすぐに返済にあてて、手元には全く残金がない状態にもかかわらず、相続財産を収入と認定されたのは納得がいかない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）相続財産の法第６３条に基づく返還について

審査請求人の主張は、処分庁から提出されたケース記録票の記載から、資力の発生は被相続人の死亡日（平成２４年１０月○○日）で保護開始日以前であり、その時点で受領していれば借金等の返済にあてた上で、保護を受給していたはずであるから、保護費について返還請求されることに納得できないものと推認される。

しかしながら、審査請求人は保護開始時、遺産分割争議中であり、当該資力を直ちに最低生活のために活用できない事情にあったことから、処分庁は、法第６３条に基づく費用返還を前提として、保護の決定を行ったものである。

そのため、処分庁は、審査請求人に対し、法第６３条の規定による費用返還に係る事前の説明を行い、相続財産を受領した場合は申告するよう求めていたが、審査請求人はこれに従わず、処分庁が事実を把握した時点で審査請求人は親族への借金返済に費消したと申し立てていると認められる。

（２）費用返還額の決定について

相続財産については、最低生活に充当できるようになった段階で、当該財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとし、原則として全額を返還額とすべきとされている。（後記第５の１（５）（６）（７）を参照）

なお、審査請求人が借金返済に費消したとする客観的証拠は見当たらず、仮に審査請求人の借金が保護受給前の債務であり、その弁済に充てられたものであったとしても、法第６３条に基づく返還額から控除することはできないものである。

**第４　調査審議の経過**

　平成３０年９月１４日　　　諮問書の受領

平成３０年９月２０日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月５日

口頭意見陳述申立期限：１０月５日

平成３０年１０月　１日　　第１回審議

平成３０年１１月１２日　　第２回審議

平成３０年１２月　５日　　第３回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、「保護の補足性」について規定しており、第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第１項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、第２項において、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

（３）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（４）「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）には、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（中略）」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲に含まれない。」とし、（エ）において、「保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記されている。

（５）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３の５の「法第６３条に基づく返還額の決定」の答（１）は、「法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と記している。

（６）問答集問１３の６の「費用返還と資力の発生時点」の答（２）は、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第８８２条、第８９６条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第９０９条）とされている。したがって、法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」と記されている。

（７）問答集問１３の２３の「法第６３条・法第７８条と控除」の答（１）は、「法第６３条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合」として、「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年３月１８日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。保護開始申請の際、審査請求人は○○の遺産を相続する権利があると申し出たため、処分庁は、相続するようであれば処分庁に報告するよう指導助言した。

（２）平成２８年４月８日、処分庁は、法第６１条に基づく収入申告の義務について審査請求人に説明し、確認書類に記名押印を得た。

（３）平成２８年１０月２１日付けで、処分庁は、審査請求人から提出された審査請求人名義の通帳の写しにより、同年８月９日付けで１，３１１，０３１円が入金されていることを確認し、審査請求人から、審判が確定し、被相続人の凍結口座を解除できたため、審査請求人が自力で出金した旨を聴取した。また、同日、処分庁は、審査請求人から提出された審査請求人に係る遺産分割申立事件の審判記載証明書（福井家庭裁判所武生支部）により、被相続人は平成２４年１０月○○日に死亡した旨及び相続分の算定は２，１３２，２９４円となる旨を確認した。

（４）平成２８年１１月１日付けで、処分庁は審査請求人に係る預貯金等調査を行い、同年同月１４日に預貯金等調査の回答から、同年８月９日付けで審査請求人の口座に１，３１１，０３１円が入金されていること、同年８月１０日に５０万円、８月１３日に３０万円、８月３０日に４１万６，０００円を出金していることを確認した。

（５）平成２９年１月１９日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、平成２８年３月から同年１２月の間に支給した保護費のうち、１，０８３，３３０円を返還額とする本件処分を行った。

（６）平成２９年４月１８日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

３　判断

（１）相続財産の法第６３条に基づく返還について

処分庁は、審査請求人が保護開始申請時及び保護開始時に遺産分割争議中であり、相続財産を資力として直ちに最低生活のために活用できない事情にあったことから、前記１（５）により、法第６３条に基づく費用返還を前提として、保護の決定を行ったことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人に対して相続財産を受領した場合は処分庁に申し出が必要であり、相続財産については費用返還決定を行う旨の説明を行っていたが、相続財産の一部を受領した平成２８年８月の時点で審査請求人からの申し出はなく、審査請求人は、当該財産について、処分庁が相続財産の受領に係る事実を把握した同年１０月の時点では、既に親族への借金返済に費消したと主張していることが認められる。

（２）費用返還額の決定について

審査請求人は、相続財産を借金返済に費消したと主張するが、主張の裏付けとなる客観的証拠等は示されていない。

仮に審査請求人の借金が保護受給前の債務であり、相続財産をその弁済に充てていたとしても、前記１（４）のとおり、保護開始前の債務に対する弁済は自立更生の範囲に含まれないものとして法第６３条に基づく返還額から控除されず、原則として、前記１（５）から（７）までのとおり、相続財産を最低生活に充当できるようになった段階で、当該財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費全額の返還を求めるものとされている。

また、本件では、保護開始前の債務に対する弁済以外に、例外的に法第６３条に基づく返還額から控除すべき使途その他事情について、審査請求人からの具体的な主張立証はない。

（３）以上のとおり、処分庁が、保護開始時から審査請求人に対して支給した保護費全額を返還額として決定した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

　　 したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子